

(5) 得点差によるコールドゲーム及び試合成立

- ① A級 4回 10点差、5回 7点差・B級 4回 7点差の生じた場合とする。但し優勝戦は除く。
- ② C級は 3回 10点差によるコールドゲームとする。
- ③ 試合の成立は A級 5回・B級は 4回・C級は 3回終了をもって成立する。

令和6年2月4日代表者会議で決定

(6) 抽選となった場合の抽選方法 (A級・B級・C級共通)

- ① 抽選方法は『大会開催要項』に掲載する。(方法は県大会も同様)
- ② 抽選用紙は、大会本部で用意したものを使用する。

(7) 特別延長戦の打順

特別延長戦は継続打順で、前回の最終打者を一塁走者、その前の打者を二塁走者とし、無死一塁・二塁の状態にして、投手の投球制限を遵守の上、1イニングを行い得点の多いチームを勝者とする。1イニングで勝敗が決まらなかったときは更に継続打順でこれを繰り返す。

(8) 降雨等での試合続行の判断、処置について

降雨等で5回未満にグラウンド不良により試合継続が不可となった場合や他の原因でグラウンドが使用できない事態が生じた場合には「大会実行委員」で協議の上次のような処置を講ずる。

- ① 当該試合を当日に他の会場に移して行う場合『特別継続試合(当該試合を場所変えて継続)』を適用する。
- ② 当日、他会場が確保できない。雨がやまない等で中止決定となった場合日時を変えて『再試合』とする。

(9-1) フェンスラインについて

県軟連学童部取り決め事項を本協議会も採用する。

フェンスライン (県軟連学童部)	
①	危険防止等のため、ファウルラインの外側に引く補助ライン(ベンチ前など)の呼名をフェンスラインとする。
②	フェンスライン周辺のプレイについては、次の通りとする。 (1) ラインの内側とは、地面に接した体が完全にライン内にあることをいう。 (2) ラインの外側とは、地面に接した体の一部がたとえ少しでもラインに触れるか、ラインの外に出たことをいう。 (3) いずれの場合においても、球(ボール)の位置には関係ない。 (4) ベンチ前のラインおよびダッグアウト(ベンチ)の前縁は、フェンスラインと同じ扱いとする。

【ケース】

- 1) 飛球をラインの内側で捕球すれば、アウトである。
- 2) 飛球をラインの外側で捕球すれば、ファウルボールである。
- 3) 飛球をラインの内側で捕球し、その後ラインに触れるかラインの外側に出た場合は、打者をアウトにし走者には1個の塁を与える。
- 4) 投球がラインの外側出れば、走者に1個の塁を与える。
- 5) 送球がラインの外側に出れば、走者に2個の塁を与える。
- 6) フェアの打球がラインの外側に出れば、エンタイトルツーベースとする。

(9-2) 外野フェンス（本協議会では呼名をホームランネットとする）に関し以下の通り取り決める。

特別ルール：『倒れたネット上でのプレイはインプレイとする』

- ホームランネット（以後ネットという）に選手が触れるなどしてネットが倒れたとき、倒れたネット上でのプレイはラインの内側と解釈することを取り決めたものです。

令和3年11月30日代表者会議

【その他ホームランネット周辺で想定されるプレイのケース】

- 1) インフライトでネットを超えれば「ホームラン」である。
- 2) インフライトの状態でもネットの上段に触れて超えた場合「ホームラン」である。
- 3) インフライトでグラブに触れインフライトの状態でもネットを超えた場合「ホームラン」である
- 4) 捕球後ボールデッドゾーンに倒れこんだ。「アウト」である。無死・1死でランナーがいる場合1個の安全進塁権を与える。
- 5) ワンバウンド等インフライトの状態でもなくネットを超えた場合、2個の安全進塁権を与える。
- 6) 外野フェンスのポール（フェア、ファウル判定）設置不可能な場合、ネットを超えてボールの飛ぶ可能性ある所までファウルラインを引きインフライトで飛んだ打球がファウルラインの外側に落ちれば「ファウル」内側に落ちれば「ホームラン」である。
- 7) ここに記載のないケースが発生したときは、審判員が集まって協議しその決定については従うものとする。

参考 [野球規則 5.09a 原注1]

・・・略・・・ダックアウトまたはボールデッドの箇所（ホームランネット含む）に近づいて飛球を

捕らえるためには、野手はグラウンド（グラウンドの縁を含む）上または上方に片足または両足を置いておかなくてはならず・・・略・・・。

(10) 臨時代走

試合中、攻撃側選手に不慮の事故などが起き、一時走者を代えないと試合の中断が長引くと審判員が判断したときは、相手チームに事情を説明し、臨時の代走者を許可することができる。この代走者は試合に出場している選手に限られ、チームに指名権はない。

臨時代走は、その代走者がアウトになるか、得点するか、またはイニングが終了するまで継続する。

臨時代走者に替えて別の代走を送ることはできる。この場合負傷した選手に代走が起用されたことになり、負傷選手は以後出場できない。

① 打者が死球などで負傷した場合

投手を除いた選手の内、打撃を完了した直後の者とする。

② 塁上の走者が負傷した場合

投手を除いた選手の内、打撃を完了した直後の者とする。

【①のヒット・バイ・ピッチについて】

打者が頭部にヒット・バイ・ピッチを受けたときには、その程度を問わず臨時代走の処置を行う。

2023 競技者必携改訂 令和 5 年 11 月 24 日代表者会議で採用決定

(11) 公認野球規則 5.11 (a) 指名打者制度を 2024 年度から導入する。但し 2023 年度の新制度（属に大谷ルール）は採用しない。

令和 6 年 2 月 4 日 代表者会議決定

第 11 条 （その他競技に関わる取り決め事項）

(1) 審判員に対する抗議

- ① 審判員に対する抗議は、監督のみに与える。
- ② 講義は、審判員の規則適用に誤りがある場合にのみすることができる。

(2) 登録選手の誤記、登録外選手の判明した場合の取り扱い

- ① 試合前の打順表交換時点で、登録原簿照合により誤記に気付いた場合。

【処 置】

出場選手、控え選手を問わず、氏名・背番号の誤記の場合、注意を与えて書き直させる。罰則は適用しない。登録原簿以外の選手が記載されていた場合も同様とする。

- ② 試合中に誤記が判明した場合。

【処 置 1】

登録選手間の背番号の付け違いは、判明した時点で正しく改めさせ罰則は適用しない。

【処 置 2】

登録外選手が判明したときは、実際に出場する前であればその選手の出場を差し止め、ベンチから撤去させ、チーム自体の没収試合とはしない。

【処 置 3】

登録外選手が試合に出場、これがプレイ後に判明したときは、大会規定により試合中であれば没収試合とし、試合後であればそのチームの勝利を取り消し相手チームに勝利を与える。

但し処置 3 は

- ① 登録外選手が自チームの所属以外の選手であった場合に適用することとする。
- ② 単純なミスの場合（監督とマネージャーとの連絡ミスで、登録外選手が自チームの所属選手である場合など）には適用しない。
 - 1) 試合中に判明した場合は、その時点で打順表に記載されている選手に交代させ試合を継続する。それ以前の当該選手のプレイはすべて有効とする。
 - 2) 試合後に判明した場合でも、当該選手のプレイはすべて有効とし処置 3 は適用されない。

2018年1月12日アマチュア野球規則委員会通達 2018年6月26日代表者会議

第12条 （チーム審判員の資格・服装・審判放棄（忘れた場合も含む））

- (1) 公式大会の審判員の割り当ては大会実行委員会（抽選時）で決める。
- (2) 公式大会の審判員は『審判証』を試合開始予定の30分前までに大会本部に提出すること。
- (3) 『審判証』は、公式大会の審判員としての資格を表するものとして交付する。
『審判証』を持たない者は公式大会で審判ができない。
- (4) 『審判証』の交付
 - ① 毎年審判部が実施する「審判講習会（球審または塁審講習）」を受講された者。
 - ② 審判部長が審判資格を十分備えていると認めた者
 - ③ 県軟連学童部に登録されている者及び公認審判資格級を持っている者。
- (5) 審判員の服装

公式大会での服装は審判員として相応しいものとし以下のように定める

注意：ジャージ、クラブのTシャツ等は認めない。上着は必ずズボンの中に入れる。

【 服 装 】

- ① ズボン グレー系のズボン（審判用品でなくても可）

② 上 着 白カッターシャツ（長袖、半袖可）

白系ポロシャツ（長袖、半袖、ワンポイント可）

ネイビーブルー（濃紺色）半袖襟付きポロシャツ（県大会派遣審判服）

*将来的にはネイビーブルーの審判服に統一方針、当面は従来も可とする。

*公認審判員のワッペンを付けること。（ワッペンは協議会で用意する）

③ 帽 子 審判用帽子とする。（オフィシャルマークは不要）

④ 靴 運動靴で可、色は問わない。

（6） 審判放棄（忘れた場合含む）

公式大会の割り当て審判を放棄（忘れた場合含む）した場合、本規定第13条規律違反の措置（1）項 ②に該当し（2）項4.（次回公式大会への出場停止）を適用する。

（*質問：報告もなく無断の場合を想定している旨回答する）

第13条 （規律違反の措置）

（1） 公式大会出場チームまたは選手が次の各号に該当するときは、当該チームまたは指導者に対し『本学童部規約』に基づき規律委員会を招集し相当の措置を行う。

① 軟式野球規則に対する違反

軟式野球規則に従い審判員の下した如何なる判定に対しても、これに服従しない。

② 大会秩序を乱しその進行を妨げる行為

軟式野球の正しい発展を阻害するような言動を敢えて行い、大会の進行を妨げる行為をした者。但し、その行為をした者がチームまたは選手の関係者であってもこの規程は準用される。

③ その他、本規約並びに本学童部の諸規定に違反した場合。

（2） 前項の規律に違反したチームまたは選手、指導者等に対する措置は次のいずれかとする。

1. 除名

2. 1年間の出場停止

3. 当該年度中の公式大会への出場停止

4. 次回公式大会への出場停止